（その１）

420- 14
-7.1.-9
宮崎県選挙管理委員会

収　支　報　告　書

令和　6　年分

1　政治団体の名称
（ふりがな）とやま　まもる　こうえんかい
外山まもる後援会

2　主たる事務所の所在地
日南市春日町1-9 河宗ビル1F

3　代表者の氏名
外山　徹

4　会計責任者の氏名
外山泰子

事務担当者の氏名
外山　衛

（電話）0987-22-2000

政治団体の区分	
☐ 政党	☐ 政治資金規正法第18条の２第１項の規定による政治団体
☐ 政党の支部	☑ その他の政治団体
☐ 政治資金団体	☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
☐ ２以上の都道府県の区域等	☑ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無
☐ 有
☑ 無
（以下は、指定「有」の場合のみ記入）
公職の種類 ＿＿＿＿＿＿
現職・候補者の別（　現職　・　候補者等　）
資金管理団体の届出をした者の氏名 ＿＿＿＿＿＿

国会議員関係政治団体の区分
☐ 政治資金規正法第19条の７第１項第１号に係る国会議員関係政治団体
☐ 政治資金規正法第19条の７第１項第２号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名 ＿＿＿＿＿＿
公職の種類 ＿＿＿＿＿＿
現職・候補者の別（　現職　・　候補者等　）

資金管理団体の指定の期間
令和　年　月　日から
令和　年　月　日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
令和　年　月　日から
令和　年　月　日まで

（その２）

収　支　の　状　況

１　収支の総括表

	十億	百万	千	円	
収入総額			352,948		①+②
（前年からの繰越額）			352,948		①
（本年の収入額）			0		②
支出総額			302,504		③
翌年への繰越額			50,444		①+②−③

（注）「（前年からの繰越額）」は前年の報告書を確認のうえ記載してください。

２　収入項目別金額の内訳

(1)　個人の負担する党費又は会費						
	十億	百万	千	円		
金額				0		
員数				0		

（注）「員数」は党費又は会費を納入した実人員を記載してください。

(2) 寄附																		
ア 寄附（イを除く。）の区分	金額																	備考
				十億			百万			千			円		
(ア)個人からの寄附													0					*
（うち特定寄附）													0					
(イ)法人その他の団体からの寄附													0					*
(ウ)政治団体からの寄附													0					*
小計　(ア)＋(イ)＋(ウ)													0					
〔寄附のうち寄附のあっせんによるもの〕													0					
イ 政党匿名寄附													0					
合計　（ア＋イ）													0					

（注）・「(うち特定寄附)」は「個人からの寄附」の内書を記載してください。
・「〔寄附のうち寄附のあっせんによるもの〕」は「小計」の内書を記載してください。
＊同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについて、
個人、法人・その他の団体、政治団体の区分ごとに寄附の内訳を（その7）に記載してください。

（その７）

（1、2、3のいずれかに○をつけてください。）

(7) 寄附の内訳	寄附者の区分	1. 個人　2. 法人・その他の団体　(3.) 政治団体

寄附者の氏名（団体にあっては、その名称）	金額（十億／百万／千／円）	年月日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備考
自由民主党宮崎県	500,000	R6.4.4	日南市春日町1-16	外山 衛	
日南市・南那珂郡第三支部	500,000	10.5	〃	〃	
この頁の小計	1,000,000				
その他の寄附	0				
合計	1,000,000				

← 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円以下のものを一括して計上してください。
← 同項目の記載が数ページにわたる場合は、最終ページのみに記載してください。
← 〃

（注）・同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間５万円を超えるものについて、その寄附をした者ごとに記載してください。
・同一の者からの寄附で、明細を記載する場合は年月日順にまとめて記載してください。
・「寄附者の区分」欄には、「個人からの寄附」「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」の区分により、それぞれ別葉としてください。
・個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎の寄附が特定寄附である場合には、「寄附者の氏名」欄に「㊜甲野太郎」と記載してください。

(その13)

3　支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項目	金額（十億 百万 千 円）	備考 うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出	備考
1 経常経費			資金管理団体又は国会議員関係政治団体である期間中の②～④の支出は、項目（人件費を除く）ごとに（その14）に内訳を記入すること（①は不要）
(1) 人件費	600000		①
(2) 光熱水費	26504		②
(3) 備品・消耗品費	256000		③
(4) 事務所費	120000		④
小計	1002504		⑤（①～④の計）
2 政治活動費			※⑥～⑪の支出は、項目ごとに（その15）に内訳を記入すること
(1) 組織活動費	300000		⑥
(2) 選挙関係費	0		⑦
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	0		⑧（ア～エの計）
ア 機関紙誌の発行事業費	0		
イ 宣伝事業費	0		
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0		
エ その他の事業費	0		
(4) 調査研究費	0		⑨
(5) 寄附・交付金	0		⑩
(6) その他の経費	0		⑪
小計	300000		⑫（⑥～⑪の計）
合計	1302504		⑬（⑤+⑫）

（注）　当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出については、項目ごとに金額を「備考」の「うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出」欄に記載してください。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳											項目別区分 組織活動費 (交際費)
支出の目的	金額										年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
	十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円				
この頁の小計										0				
その他の支出					3	0	0	0	0	0				
合計					3	0	0	0	0	0				

← 同項目の1件当たりの金額（数回にわたるときは、その合計金額）が、5万円未満（国会議員関係政治団体にあっては1万円以下）のものを一括して計上してください。

(注)・1件当たりの金額（数回にわたるときは、その合計金額）が、5万円以上の（国会議員関係政治団体にあっては1万円を超える）支出は、その明細を「支出の目的」欄に記載し、領収書等の写しを添付してください。
・項目別区分欄は、下線部に（その13）の「支出の総括表」の項目に対応するものを、括弧内にその詳細を記入してください（記載方法は手引き参照）。

(その17)

資　産　等　の　状　況

1　資産等の総括表

資　産　等　の　有　無			
資　産　等　の　項　目　別　区　分	有	無	備　　考
ア　土　　地	□	☑	
イ　建　　物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	□	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	□	☑	
カ　金　銭　信　託	□	☑	
キ　有　価　証　券	□	☑	
ク　出　資　に　よ　る　権　利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	☑	

(注)政治団体としての資産等を保有している場合は、その内訳を（その18）に記入してください。

（その20）

宣　　誓　　書

添付書類（別添のとおり）

□　1　領収書等の写し

□　2　監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）

□　3　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 7 年 1 月 9 日

政治団体の名称　外山まもる後援会

会計責任者の氏名　外山泰子　㊞

（代表者は解散した年の収支報告書のみ記載）
代表者の氏名

㊞

（備考）

1　会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名又は記名押印等による場合は、この限りでない。

2　政治団体の解散に伴う報告書の場合は、会計責任者の氏名の他、代表者の氏名を記載すること。また、代表者及び会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名又は記名押印等による場合は、この限りでない。